

令和5年度 豊浦町地域おこし協力隊（観光協会事務局支援員）を1名募集します。

豊浦町は冷涼な北海道にあって比較的気候が温暖な道南に位置しています。

噴火湾（内浦湾）の海岸線に面し、JR室蘭本線、国道37号、国道230号、北海道縦貫自動車道が通る交通の要衝で、札幌市から車で2時間の圏内にあるほか、近隣には洞爺湖温泉やニセコなどの観光地があります。

産業構成は、農業、畜産、漁業が盛んな第1次産業の町ですが、地方創生地域戦略により観光振興にも視点を置き、「日本版DMO」として登録を目指し住民と一緒に取り組んでおります。

本町の観光については、平成30年6月に設立した「一般社団法人 噴火湾とようら観光協会」が令和2年3月に「日本版DMO候補法人」として登録され、登録法人を目標とし「小さな町の新たな挑戦」を展開し、町内における観光産業の健全な発展と地域経済の活性化などに寄与する事を推進しております。

事業内容は多岐に亘っており、業務全般の柔軟な対応と発想力が必要です。また、地域に馴染むことや広域連携への積極的な参画、プロモーションで道内外へ行く事もある為、ネットワークが良く人との交流が好きな方で、そこにやりがいの持てる人材を必要としています。

また、未経験でスタートした方でも1年目は町を知ってもらい馴染んでもらう事から、経験出来る事を増やしてもらいます。その後、企画や運営なども徐々に携わりながら、やりがいを感じて得意分野を探す期間として色々な場面での活躍を期待します。

現在、観光協会には、豊浦町地域おこし協力隊を3年間経験し卒業後、平成31年4月から採用された女性職員が1名おり、新たな事業展開に活躍中です。最大3年間ある隊員の任期満了後は、観光協会事務局職員としての採用も視野に入れております。

つきましては、観光協会での地域協力活動をとおして起業・就業を目指す、意欲溢れる方の応募をお待ちしております。

募集要項	
雇用関係の有無	あり
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報発信・宣伝業務としてHP、SNSを活用した観光情報の発信業務</li> <li>(2) 各種マスメディアへの情報の発信業務</li> <li>(3) 道内外、海外観光プロモーション情報提供・営業PR業務</li> <li>(4) 観光案内相談業務</li> <li>(5) 着地型旅行商品等の企画・造成・販売業務</li> <li>(6) インターネット通信販売業務</li> <li>(7) 地域土産品企画・開発業務</li> <li>(8) 新規イベント創出業務</li> <li>(9) アンケート調査業務</li> <li>(10) 町受託事業（公園施設、キャンプ場運営管理業務、指定管理施設等）</li> <li>(11) 総務・経理等一般事務業務</li> <li>(12) 新規事業に関する業務</li> <li>(13) その他観光振興に関する業務</li> </ul>
募集対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都市地域等から豊浦町に住民票を異動し移住する方（お住まいの地域が過疎地域などの条件不利地域に指定されていないこと）  ※都市地域等：3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）と政令指定都市または地方都市（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）</li> <li>(2) 普通自動車運転免許証を所有している方</li> <li>(3) 国内/総合旅行業取扱管理者の資格を有している方、または取得する意思のある方</li> <li>(4) ワード、エクセル、パワーポイント、インターネットなどを日常的に利用し、それを利用した業務が可能な方</li> <li>(5) 心身ともに健康で、地域おこしに意欲と情熱があり、誠実に職務を行うことができる方</li> <li>(6) 活動期間終了後も豊浦町に定住する意思のある方</li> <li>(7) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>② 豊浦町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</li> <li>③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し、刑に処された者</li> <li>④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政</li> </ul> </li> </ul>

	府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
募集人数	地域おこし協力隊（観光協会事務局支援員） 1名
勤務地	北海道虻田郡豊浦町字旭町21番地2（JR豊浦駅2階）
勤務時間	1. 始業・就業の時刻：午前8時45分～午後5時30分 2. 休憩時間：正午から午後1時までの1時間 3. 休日：土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に定める日、年末年始
雇用形態・期間	1. 地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員として豊浦町長が任用します。 2. 期間は、採用の日から令和6年3月31日までとします。 3. 次年度から年度毎に再任用ができるものとし、任用の最長期間は3年とします。 ※ 毎年末に次年度の任用について、活動内容により判断をさせていただきます。
給与・賃金等	月額報酬210,000円（報酬170,000円その他、待遇・福利厚生欄の5～7〔光熱水費15,000円、通信費5,000円、車両借上料20,000円〕を含む） 夏・冬のボーナスあり（年間合計2.4月分）
待遇・福利厚生	「地域おこし協力隊（観光協会事務局支援員）」 1. 会計年度任用職員として豊浦町が任用 2. 社会保険等（厚生年金・健康保険・雇用保険）に加入します。（自己負担有） 3. 有給休暇を10日付与します。 4. 活動期間中の住居家賃については、50,000円を上限に町が負担します。 5. 光熱水費として、月額15,000円を支給します。 6. 通信費として、月額5,000円を支給します。 7. 活動車両は、自家用車両を持ち込み下さい。月額20,000円を借上料と燃料費として支給します。 8. 本町までの交通費、引越費用、生活備品、光熱水費、その他経費は本人負担となります。
申込受付期間	令和5年1月10日から令和5年2月28日 ※採用者が決定次第、締め切ります
審査方法	1. 第1次選考：書類選考の上、随時文書またはメールで通知します。 2. 第2次選考：第1次選考合格者を対象に、豊浦町役場で第2次選考試験（面接）を行います。（詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。） 第2次選考試験のために必要な交通費等は個人負担となります。 3. 最終選考結果の報告：第2次選考試験終了後、概ね1週間以内に文書で通知します。

	<p>※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。</p>
募集方法	<p>次の書類を書き問い合わせ先まで郵送願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履歴書（写真貼付、必ずメールアドレスを記入すること）</li> <li>・ 運転免許証のコピーまたは住民票（運転免許証の住所と住民票の住所が違う場合は、住民票を提出願います。）</li> <li>・ 小論文（地域おこし協力隊として取り組みたいこと、目指すこと、応募動機などを800字程度で提出してください（体裁は自由））</li> </ul> <p>※選考結果に関わらず、応募書類は返却しませんので御了承下さい。</p>
その他	<p>地域おこし協力隊募集に係る質問事項については、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集に関する質問は、「地域おこし協力隊募集に係る質問事項について」と、見出しをつけて、文書により行ってください。</li> <li>・ 質問は郵送、ファクス、メールで受け付けます。電話での質問は受け付けませんので、ご注意ください。</li> <li>・ 質問書には「質問内容」の他、「住所」「氏名」「ファクス又はEメールアドレス」を明記してください。</li> <li>・ 質問に対する回答は、質問者にメール又はファクスで行います。</li> </ul> <p>※ 今後、内容等に変更が生じる場合があります。</p>
お問い合わせ先	<p>〒049-5416 北海道虻田郡豊浦町字船見町10番地  豊浦町役場水産商工観光課商工観光係【担当：朽葉】  Tel：0142-83-1408 Fax：0142-83-2129  E-mail：<a href="mailto:kanko@town.hokkaido-toyoura.lg.jp">kanko@town.hokkaido-toyoura.lg.jp</a></p>